

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会（以下「この法人」という。）定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 有資格監事とは、公認会計士または税理士の資格を持つ監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

**第3条** この法人は、代表理事と業務執行理事のうち常勤の者の職務執行の対価として、別表に基づき年間総額600万円の範囲で報酬を支給することができる。

- 2 有資格監事には年間総額40万円の範囲で、理事会又は評議員会出席の都度若しくは会計監査業務に従事した日数に応じて、1回又は1日当たり3万円を支給する。
- 3 前2項以外の理事及び監事は無報酬とする。
- 4 評議員は無報酬とする。

### (定例報酬の額の決定)

**第4条** 代表理事及び業務執行理事の報酬月額、別表役員俸給表に基づき、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

### (定例報酬の支給)

**第5条** 理事の定例報酬は毎月一定の定まった日に支払うものとする。ただし、当日が休日の場合は繰り上げる。有資格監事の報酬は都度支払う。

- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の移行の登記の日から施行する。

## 別表

### 役員俸給表 (単位:円)

号	月額
第1号	30,000
第2号	50,000
第3号	70,000
第4号	100,000
第5号	120,000
第6号	150,000
第7号	200,000
第8号	250,000
第9号	300,000